

港区立みなと図書館の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）の変更協定書

港区教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社ヴィアックス（以下「乙」という。）は、港区立みなと図書館の管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立みなと図書館の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第32条の規定に基づき、「港区立みなと図書館の管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第31条第3項に規定する指定管理料の額は、年間189,987,000円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	46,672,998円
第2四半期	46,672,999円
第3四半期	46,673,001円
第4四半期	49,968,002円
合計	189,987,000円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月2日

甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号  
港区教育委員会  
教育長 浦田幹男 印

乙 東京都中野区弥生町二丁目8番15号  
株式会社ヴィアックス  
代表取締役 西門直 印